

高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 申請者向け利用マニュアル

⑥ 家計急変・継続届出編

毎年1月、7月頃に「継続意向登録」「収入状況届出」「家計急変継続審査（1月）」
を行うための専用マニュアルです。

2023年5月
文部科学省

目次

- このマニュアルでは、高等学校等就学支援金(以下、就学支援金)に関する手続を、生徒がe-Shienで行うための手順について説明します。
- マニュアルは次の7つに分かれており、本書は「**⑥家計急変・継続届出編**」です。
 - ① 共通編
…e-Shienの概要や操作方法を説明します。
 - ② 新規申請編
…「意向登録」「受給資格認定申請」について説明します。
入学・転入時や、新たに就学支援金の申請を行う際に参照してください。
 - ③ 継続届出編
…「継続意向登録」「収入状況届出」について説明します。
毎年7月頃、就学支援金の継続に関する手続を行う際に参照してください。
 - ④ 変更手続編
…「保護者等情報変更届出」「支給再開申出」について説明します。
保護者に変更があった際や、復学により就学支援金の受給を再開する際に参照してください。
 - ⑤ 家計急変・新規申請編
…「意向登録」「受給資格認定申請(家計急変)」について説明します。
就学支援金を受給していない状態で家計急変支援の申請を行う際に参照してください。
 - ⑥ **家計急変・継続届出編**
…「継続意向登録」「収入状況届出」「継続審査(1月)」について説明します。毎年1月、7月頃、家計急変支援による高等学校等就学支援金の継続に関する手続きを行う際に参照してください。
 - ⑦ 家計急変・変更手続編
…「保護者等情報変更届出(家計急変)」「支給再開申出(家計急変)」について説明します。就学支援金を受給している状態で、家計急変理由が生じた際や、家計急変支援を受けており保護者等情報に変更が生じた際や、復学時に家計急変支援の申請を行う際などに参照してください。

目次

➤ 本書（⑥家計急変・継続届出編）の内容は、以下のとおりです。

1. 収入状況届出（家計急変）の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・ P.4
2. 操作説明
 - 2-1. e-Shienにログインする・・・・・・・・・・・・・・・・ P.5
 - 2-2. 継続受給の意思が「ある or ない」の意向を登録する・・ P.6
 - 2-3. 収入状況の届出をする・・・・・・・・・・・・・・・・ P.9

※本文中の画面表示は、令和5年5月現在のものです。

※画面及び本書における「家計急変理由」は、申請手引き等における「家計急変事由」と同一の内容を示しています。

- e-Shienへのアクセス

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



- 操作手順の説明動画、FAQ等

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html



- 就学支援金制度の概要

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm



- 就学支援金制度（家計急変支援）の各種資料

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html



1. 収入状況届出 (家計急変)の流れ

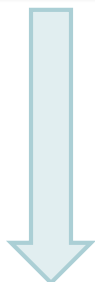
e-Shienを利用した収入状況届出(家計急変)の主な流れは以下となります。

収入状況(家計急変)の届出(毎年1月、7月頃)

申請者 (生徒)

継続手続き開始の
メールを受け取る

※メールアドレスを登録済の方のみ対象です。



⑥家計急変・継続届出編
5ページ

ログイン

⑥家計急変・継続届出編
6ページ

就学支援金を継続受給する意思が
「ある or ない」(意向)の登録

継続支給を希望し、
保護者情報に
変更がある場合(家計急変
状態が解消)

④変更手続編
5ページ

保護者等情報変更届出
の提出

⑦家計急変・変更手続編
9ページ

継続支給を希望し、保護者
情報に変更がない場合

継続支給を希望し、
保護者情報に変更がある
場合(家計急変状態が継続)

保護者等情報変更届出
(家計急変)の提出

⑥家計急変・継続届出編
9ページ

収入状況届出(家計急変)
or
家計急変継続審査 (1月) の提出

⑥家計急変・継続届出編
19ページ

審査状況・結果 申請内容の確認

凡例

XXXX
〇ページ

「XXXX(参照資料名)」
の〇ページ参照



e-Shienを使用する手順



システム外の手順

2. 操作説明

2-1. e-Shienにログインする

e-Shienを使用するために、システムへログインします。
ログインは、パソコン、スマートフォンから以下のURLを入力してアクセスします。以下のQRコードを読み取ってもアクセスできます。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



1. ログイン画面

手順

- 1 ログインID通知書を見ながらログインIDとパスワードを入力します。
- 2 「ログイン」ボタンをクリックします。

6ページへ

補足

- I 「パスワードを表示」により入力したパスワードが確認できます。
- II 表示言語は、「日本語」または「English」が選択できます。
- III e-Shienの「利用規約」を確認できます。

- ログインIDやパスワードがわからなくなった場合は、学校に確認してください。

ログインID通知書のサンプル

***** 高等学校等就学支援金 ログインID通知書 *****					
発行日： 令和4年1月4日					
発行回数： 1					
1	<table border="1"><tr><td>ログインID (数字のみ)</td><td>11545683</td></tr><tr><td>パスワード (英字大文字・小文字、数字)*</td><td>4gUWRP4m</td></tr></table>	ログインID (数字のみ)	11545683	パスワード (英字大文字・小文字、数字)*	4gUWRP4m
ログインID (数字のみ)	11545683				
パスワード (英字大文字・小文字、数字)*	4gUWRP4m				
<p>■これらの情報は高等学校等就学支援金の申請にあたって、高等学校等就学支援金オンライン申請システムを利用する際に必要となります。 ■当該システムを利用する前に、システムのログイン画面または文部科学省のホームページに掲載されている利用規約を確認してください。なお、当該システムを利用した場合、利用規約に同意したものとみなされます。 ■在学中は変更されません。卒業まで紛失しないように大切に保管してください。 ■紛失した場合は、直ちに学校担当者へお申し出ください。 ■他人に見せたり教えたりしないでください。</p>					

2. 操作説明

2-2. 継続受給の意思が「ある or ない」の意向を登録する

最初に、受給を継続する意思が「ある or ない」(継続意向) を登録します。

学校から継続意向の再登録を依頼された場合や、継続意向内容を誤った場合に再登録をする場合も、同様の手順で行います。

1. ポータル画面

継続届出 ヘルプ

就学支援金の継続に係る届出はこちらです。

申請名	申請説明
1 継続意向登録	高等学校等就学支援金の受給継続意向を登録します。
収入状況届出	高等学校等就学支援金の受給継続のため、現在の保護者等の収入状況を届け出ます。
家計急変継続審査 (1月)	家計急変による高等学校等就学支援金の受給継続のため、現在の保護者等の収入状況を届け出ます。

手順

- 1 ポータル画面の「継続届出」タブ内にある「継続意向登録」ボタンをクリックします。

➡ [7ページへ](#)

2. 操作説明

2-2. 継続受給の意思が「ある or ない」の意向を登録する

2. 継続意向登録画面

継続意向登録



確認事項

以下の内容を確認の上、チェックをつけてください。 **必須**

- 高等学校等就学支援金は、高校等の授業料に対する国からの支援であり、返済不要です。
- 高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、就学支援金は受給できず、授業料を全額納付する必要があります。

継続意向確認

どちらかを選択してください。 **必須**

- 現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。

？ 支給対象者には支給決定通知、所得制限対象者には資格消滅通知が送付されます。

- 受給権を放棄します。

？ 資格消滅通知が送付されます。

保護者等情報の変更について

前回の申請時から保護者等に変動(離婚、死別、養子縁組等)はありますか。 **必須**

- ①あります。(②以外の理由)

？ 以下のいずれかに該当する場合は、

- 保護者等の変動(追加・削除)が生じる場合
- 保護者等の課税地、収入状況提出方法等の情報を更新する場合
- 家計急変支援による高等学校等就学支援金を受給しており、家計急変状態が解消する場合(①を選択することにより家計急変支援の対象外となります。)

過去の申請内容は、ポータル画面の「認定状況」の詳細から確認してください。

- ②あります。(家計急変)

？ 以下のいずれかに該当する場合は、家計急変支援の対象として就学支援金の受給継続を希望する場合に選択してください。

- 離婚等の家計急変理由が生じる場合
- 家計急変支援による高等学校等就学支援金を受給しており、保護者等の変動(追加・削除)、課税地、収入状況提出方法等の変更がある場合(保護者等の変動により家計急変状態が解消する場合は、①を選択してください。)

- ③ありません。

？ 保護者等の変動(追加・削除)、課税地、収入状況提出方法等のいずれも変更がない場合です。

過去に個人番号を提出していない場合で、電話番号又はメールアドレスのみの変更の場合、こちらを選択してください。

< マイページに戻る

入力内容確認

手順

- 1 内容を確認し、チェックします。
- 2 支給の継続を希望するかどうかを選択します。
 - ・就学支援金の**支給の継続を希望する場合**
➡上部：希望します。
・保護者等の所得制限基準(世帯年収約910万円※)を超えている場合
・上記のほかの理由により支給を希望しない場合
➡下部：受給権を放棄します。
- 3 保護者等の変更有無を選択します。
 - ・変更があり、家計急変状態が**解消する場合**(家計急変支援の対象外となります。)
➡①あります。(②以外の理由)
 - ・変更があるが、家計急変状態が**継続する場合**
➡②あります。(家計急変)
 - ・変更がない場合
➡③ありません。
- 4 「入力内容確認」ボタンをクリックします。

※世帯構成等によって異なります。

8ページへ

補足

電話番号又はメールアドレスのみを変更したいときには、過去に個人番号を提出済の場合、「②あります。(家計急変)」を選択してください。
個人番号を提出していない(自己情報や課税証明書を提出した)場合には、「③ありません。」を選択してください。

2. 操作説明

2-2. 継続受給の意思が「ある or ない」の意向を登録する

3. 継続意向登録確認画面

継続意向登録確認



継続意向確認

現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。

保護者等情報の変更について

ありません。

< 継続意向登録に戻る

1

本内容で登録する

手順

- 1 登録内容が正しいことを確認し「本内容で登録する」ボタンをクリックします。

4. 継続意向登録結果画面

継続意向登録結果



以下の内容で登録されました。
中央の「続けて収入状況届出を行う」またはメニューの「収入状況届出」より、収入状況届出を行ってください。

受付番号	申請内容	保護者等情報の変更について
R-22-086-04-1000-9001	現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。	ありません。

< マイページに戻る

1

続けて収入状況届出を行う >

※継続意向があり、保護者等に変更がある(家計急変)場合の画面

継続意向登録結果



以下の内容で登録されました。
中央の「続けて保護者等情報変更届出(家計急変)を行う」またはメニューの「保護者等情報変更届出(家計急変)」より、家計急変の保護者等情報変更届出を行ってください。

受付番号	申請内容	保護者等情報の変更について
R-24-035-04-0001-0153	現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。	あります。(家計急変)

< マイページに戻る

1

続けて保護者等情報変更届出(家計急変)を行う >

手順

- 1 継続意向の登録結果が表示されます。
 - ・継続支給を希望し、保護者等の情報に**変更がない**場合
➡「続けて収入状況届出を行う」をクリックします。 **9ページへ**
 - ・継続支給を希望し、保護者等の情報に**変更がある**場合
➡「続けて保護者等情報変更届出を行う」又は「続けて保護者等情報変更届出(家計急変)を行う」をクリックします。
※詳細については、下記のマニュアルを参照してください。
「保護者等情報変更届出」の場合
➡「④変更手続編」 6ページ 以降
「保護者等情報変更届出(家計急変)」の場合
➡「⑦家計急変・変更手続編」 10ページ 以降
 - ・継続支給を希望しない場合
➡ 手続きは完了です。

補足

- ・誤って意向内容を登録した場合、**自身で修正することはできません**。学校に連絡してください。

2. 操作説明

2-3. 収入状況の届出をする

収入状況の届出を行います。

届出には、生徒本人の情報、保護者等情報、収入状況の登録、家計急変後の収入状況の登録が必要となります。(9～18ページで、各情報の登録方法を説明します。)

1. ポータル画面

<7月頃の場合>

継続届出 ヘルプ

就学支援金の継続に係る届出はこちらです。

申請名	申請説明
継続意向登録	高等学校等就学支援金の受給継続意向を登録します。
1 収入状況届出	高等学校等就学支援金の受給継続のため、現在の保護者等の収入状況を届け出ます。
家計急変継続審査(1月)	家計急変による高等学校等就学支援金の受給継続のため、現在の保護者等の収入状況を届け出ます。

<1月頃の場合>

継続届出 ヘルプ

就学支援金の継続に係る届出はこちらです。

申請名	申請説明
継続意向登録	高等学校等就学支援金の受給継続意向を登録します。
収入状況届出	高等学校等就学支援金の受給継続のため、現在の保護者等の収入状況を届け出ます。
1 家計急変継続審査(1月)	家計急変支給による高等学校等就学支援金の受給継続のため、現在の保護者等の収入状況を届け出ます。

手順

- 1 「収入状況届出」又は「家計急変継続審査(1月)」ボタンをクリックします。

補足

・8ページの継続意向登録結果画面から続けて収入状況届出をする場合は、次の「2.収入状況届出(生徒情報)画面」から始まります。

・手続きが必要なメニューが、どちらか一方のみクリックできる状態です。

2. 収入状況届出(生徒情報)画面

収入状況届出(生徒情報)



1

生徒情報

氏名	文科 一郎
ふりがな	もんか いちろう
生年月日	2000年01月12日
郵便番号	1234567
住所(都道府県)	東京都
(市区町村)	千代田区
(町名・番地)	霞ヶ関
(建物名・部屋番号)	
メールアドレス	(例) sample@mext.go.jp

メールアドレス

1 審査完了時等にメールの連絡を希望する場合、入力してください

2 メールは、「e-shien@mext.go.jp」から送信されます。1つ下の「?」使用できない形式のメールアドレス」を参照し、登録されているアドレスに間違いがないか、受拒拒否設定に問題がないか等、確認してください。

3 使用できない形式のメールアドレス

手順

- 1 前回の申請時に登録した生徒情報が表示されるので、正しいことを確認します。
- 2 「保護者等情報入力」ボタンをクリックします。

10ページへ

補足

・メールアドレスに変更がある場合、この画面で修正します。それ以外に変更がある場合は、学校に連絡してください。

< マイページに戻る

2

保護者等情報入力 >

2. 操作説明

2-3. 収入状況の届出をする

3. 収入状況届出 (保護者等情報) 画面

収入状況届出 (保護者等情報)



1

保護者等情報

親権者(両親)2名分の収入状況を提出します。

保護者等情報 (1人目)		保護者等情報 (2人目)	
メールアドレスの入力について		メールアドレスの入力について	
個人情報		個人情報	
家計急変対象	家計急変の理由に該当する	家計急変対象	-
姓<漢字>	支援	姓<漢字>	支援
名<漢字>	太郎	名<漢字>	花子
姓<ふりがな>	しえん	姓<ふりがな>	しえん
名<ふりがな>	たろう	名<ふりがな>	はなこ
生年月日	1980年08月01日	生年月日	1973年07月01日
生徒との続柄	父	生徒との続柄	母
メールアドレス	ababab@tesuto.com	メールアドレス	cccc@tesuto.com
電話番号	123-4567-8912	電話番号	123-4567-8901
生活扶助有無	受給なし	生活扶助有無	受給なし
課税地	(日本国内に住所を有していない。)	課税地	北海道 札幌市
収入状況提出方法		収入状況提出方法	
システム外で個人番号カードの写し等を提出する。		個人番号カードを使用して自己情報を提出する。	
別途学校に個人番号カードの写し等を提出してください。ただし、個人番号を提出済みの場合、再度の提出は不要です。		個人番号カードを読み取り、収入状況(課税情報等)を取得し提出します。収入状況の取得画面へ進んでください。	

I

2

II

入力内容を保存して収入状況の取得へ進む >

手順

- 1 前回の申請時に登録した保護者等情報が表示されるので、正しいことを確認します。
- 2 「入力内容を保存して収入状況の取得へ進む」ボタンをクリックします。

・個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合

➡ 11ページへ

・個人番号カードを使用して自己情報を提出しない場合

➡ 16ページへ

補足

- I メールアドレス、電話番号に変更がある場合、この画面で修正します。それ以外に変更がある場合は、別途「保護者等情報変更届出」または「保護者等情報変更届出(家計急変)」を行う必要があるため、本手続を中断し、学校に問い合わせてください。
- II 個人番号カードを使用して自己情報を取得しない場合、「入力内容を保存して確認へ進む」ボタンが表示されます。

2. 操作説明

2-3. 収入状況の届出をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

4. 収入状況届出（収入状況取得）画面(1/9)

収入状況届出（収入状況取得）



手順

- 1 個人番号カードをスマートフォン又はICカードリーダーにかざし、「個人番号カード事前チェック」ボタンをクリックします。

12ページへ

補足

- 端末（パソコン、スマートフォン等）にマイナポータルアプリをインストールする必要があります。詳細が不明な場合は、「⑤家計急変・新規申請編」マニュアルの17ページを参照してください。

収入状況取得

個人番号カードを使用して自己情報を提出する保護者等について、1人ずつ情報を取得します。

保護者等情報（2人目）	
家計急変対象	-
姓<漢字>	支援
名<漢字>	花子
課税所得額（課税標準額）	
市町村民税調整控除額	
所得割額<道府県民税>	
所得割額<市町村民税>	
市町村民税均等割額	
扶養控除情報（老人）	
16歳未満扶養者数	
本人該当区分（同一生計配偶者）	
本人該当区分（控除対象障害者）	
本人該当区分（控除対象寡婦・ひとり親）	
生活扶助有無	

1

個人番号カード事前
チェック

マイナポータルから
自己情報を取得する

? パスワードを連続で間違えるとロックされるのでご注意ください。

※ロック解除には市区町村の窓口で手続が必要となります。

? 情報が取得できない場合

? 操作中に前の画面に戻る場合

< 収入状況届出（保護者等情報）に戻る

入力内容確認
（一時保存）

2. 操作説明

2-3. 収入状況の届出をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

4. 収入状況届出 (収入状況取得) 画面(2/9) ※マイナポータル画面



手順

- 1 【スマートフォンの場合】スマートフォンを直接、個人番号カードの上にかざします。(左側上図参照)

【PCの場合】ICカードリーダーをパソコンに接続し、個人番号カードをかざして、「次へ」ボタンをクリックします。(左側下図参照)

補足

うまく読み取れない場合は…

- 一度スマートフォンを離し、再度近づけてください。
- ICカードリーダーの接続を確認してください。

4. 収入状況届出 (収入状況取得) 画面(3/9) ※マイナポータル画面



手順

- 1 個人番号カードの券面事項入力補助用パスワードを入力します。
- 2 「OK」ボタンをクリックします。

13ページへ

補足

- 1 券面事項入力補助用パスワードは、個人番号カードを市区町村窓口で受け取った際に設定した、4桁の数字です。正しいパスワードを入力してもエラーが出る場合、入力した保護者等の生年月日に誤りがある可能性があります。「キャンセル」をクリックし、前画面に戻って生年月日を確認してください。

2. 操作説明

2-3. 収入状況の届出をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

4. 収入状況届出 (収入状況取得) 画面(4/9)

保護者等情報 (2人目)	
家計急変対象	-
姓<漢字>	支援
名<漢字>	花子
課税所得額 (課税標準額)	
市町村民税調整控除額	
所得割額<道府県民税>	
所得割額<市町村民税>	
市町村民税均等割額	
本人該当区分 (控除対象障害者)	
本人該当区分 (控除対象寡婦・ひとり親)	
生活扶助有無	

個人番号カード事前チェック

1 マイナポータルから自己情報を取得する

手順

- 1 「マイナポータルから自己情報を取得する」ボタンをクリックします。

補足

以下の操作を行った場合、システムエラーが発生することがあります。正しい手順を確認してください。

- ・保護者2名分のカードを逆に登録
- ・異なる順番で操作を実施

【正しい手順】

- ①保護者1の事前チェックを実施
- ②保護者1の税額を取得
- ③保護者2の事前チェックを実施
- ...

【誤った手順】

- ①保護者1の事前チェックを実施
- ②保護者2の事前チェックを実施
- ③保護者1の税額を取得
- ...

4. 収入状況届出 (収入状況取得) 画面(5/9) ※マイナポータルの画面

マイナポータル

STEP1: 本人同意と本人確認

文部科学省が所得判定に使用する地方税情報を取得するためにマイナポータルを通じて、以下の情報を取得します。

都道府県又は文部科学省が高等学校等就学支援金の支給可否の判定及び支給額の算出を行うためにマイナポータルを通じて、以下の情報を取得します。

マイナポータルの利用規約にご同意いただき、上記情報を文部科学省に提供することにご同意いただくことで、マイナンバーカードを利用した本人確認のお手続きに進みます。

マイナポータルの利用規約にご同意いただき、上記情報を都道府県又は文部科学省に提供することにご同意いただくことで、マイナンバーカードを利用した本人確認のお手続きに進みます。

※ブラウザの戻るボタンは利用できません

キャンセル 1 次へ

© 2017 Digital Agency, Government of Japan.

手順

- 1 内容を確認し、「次へ」ボタンをクリックします。その後、再度個人番号カードを読み取ります。

14ページへ

補足

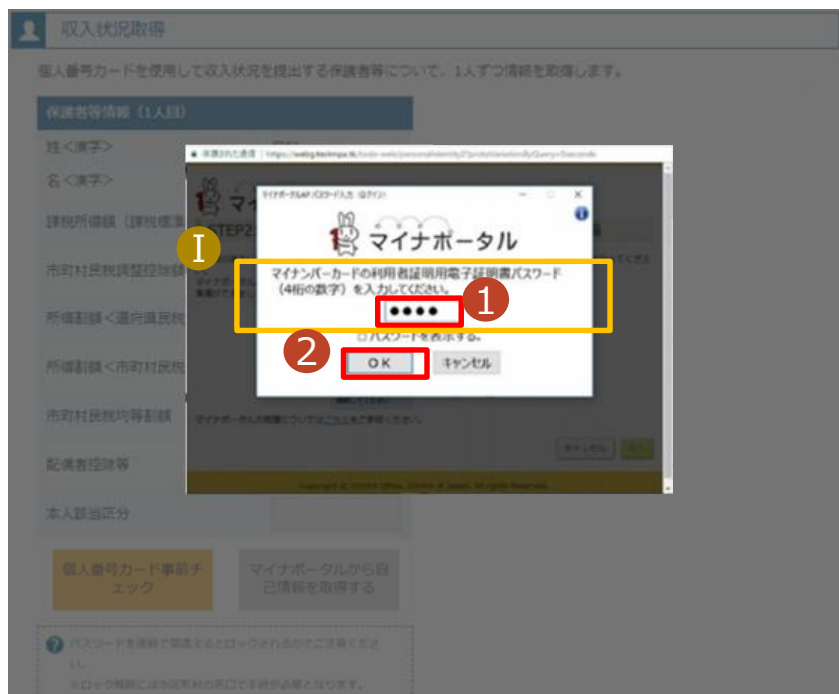
- ・個人番号カードの読み取りについては、12ページを参照してください。

2. 操作説明

2-3. 収入状況の届出をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

4. 収入状況届出 (収入状況取得) 画面(6/9) ※マイナポータル画面



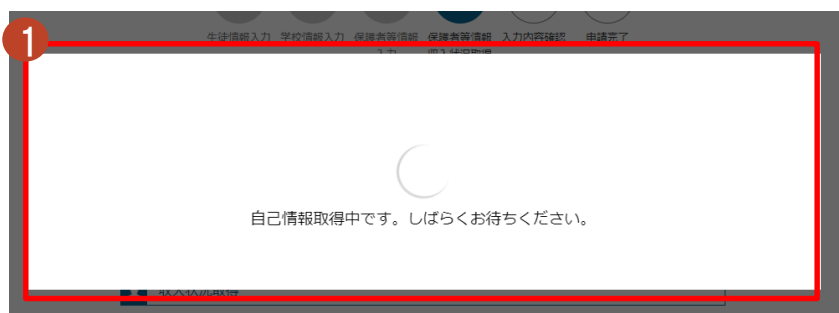
手順

- 1 個人番号カードの利用者証明用電子証明書パスワードを入力します。
- 2 「OK」ボタンをクリックします。

補足

- I 利用者証明用電子証明書パスワードは、個人番号カードを市区町村窓口で受け取った際に設定した、4桁の数字であり、12ページで入力したものと同じです。

4. 収入状況届出 (収入状況取得) 画面(7/9) ※マイナポータル画面



手順

- 1 自己情報取得中の画面が表示されるので、完了するまで待ちます。

補足

- I 情報を取得できるまで、20秒程度かかる場合があります。エラーが表示されていない場合は正常に処理が行われているため、このまましばらくお待ちください。エラーの場合はメッセージが表示されます（画像は例）。

I

- 1 マイナポータルから、一定時間内に自己情報取得に対する応答がありませんでした。取得要求中のため、しばらく待ってから個人番号カードを使用して自己情報を取得するボタンで、取得結果を確認してください。

- 1 マイナポータルから自己情報が取得できませんでした。個人番号カード事前チェックボタンから、再度取得操作を行ってください。

2. 操作説明

2-3. 収入状況の届出をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

4. 収入状況届出 (収入状況取得) 画面(8/9)

保護者等情報 (2人目)	
家計急変対象	-
姓<漢字>	支援
名<漢字>	花子
課税所得額 (課税標準額)	123,456円
市町村民税調整控除額	100円
所得割額<道府県民税>	20,000円
所得割額<市町村民税>	
配当控除等	-
本人該当区分	

個人番号カード事前チェック マイナポータルから自己情報を取得する

パスワードを連続で間違えるとロックされるのでご注意ください。
※ロック解除には市区町村の窓口で申請が必要となります。

情報が取得できない場合

操作中に別の画面に戻る場合

補足

I マイナポータルから取得した自己情報（課税情報等）が転記されます。

- 保護者等が2人以上表示されている場合は、11～14ページと同様の手順で個人番号カード事前チェックと自己情報の取得を行います。

入力内容確認
(一時保存)

< 収入状況届出 (保護者等情報) に戻る

4. 収入状況届出 (収入状況取得) 画面(9/9)

保護者等情報 (2人目)	
家計急変対象	-
姓<漢字>	支援
名<漢字>	花子
課税所得額 (課税標準額)	123,456円
市町村民税調整控除額	100円
所得割額<道府県民税>	20,000円
所得割額<市町村民税>	10,000円
所得割額<市区町村民税>	
生活扶助有無	

個人番号カード事前チェック マイナポータルから自己情報を取得する

パスワードを連続で間違えるとロックされるのでご注意ください。
※ロック解除には市区町村の窓口で申請が必要となります。

情報が取得できない場合

操作中に別の画面に戻る場合

手順

- 1 全員分の収入状況取得後、「入力内容確認（一時保存）」ボタンをクリックします。

16ページへ

補足

I クリックすると、申請情報が一時保存され、中断後に再開することができます。再開する場合、ポータル画面から「収入状況届出」ボタンをクリックすると、9ページ「2.収入状況届出(生徒情報)画面」から始まります。

1 入力内容確認
(一時保存)

< 収入状況届出 (保護者等情報) に戻る

2. 操作説明

2-3. 収入状況の届出をする

5. 収入状況届出（家計急変後の収入状況）画面(1/2)

収入状況届出（家計急変後の収入状況）



保護者等情報（1人目） 支援 太郎 家計急変理由が認定されています。家計急変後の収入状況を入力してください。

1 家計急変後の収入状況 必要な収入証明書類について

「高等学校等就学支援金（家計急変）における年収見込額計算資料（年収推計シート）」にて計算した結果を入力してください。当該資料は、右上の「？必要な収入証明書類について」よりダウンロードが可能です。

ア 給与所得の金額に相当する額 ※角	(例) 12,345円
イ 公的年金等に係る雑所得に相当する額 ※角	(例) 12,345円
ウ その他の所得に相当する額 ※角	(例) 12,345円

I 収入証明書類

「？必要な収入証明書類について」を参照の上、給与明細書など、家計急変後の収入状況を証明する書類を提出してください。本画面にアップロードする場合は「システム」、書面で提出する場合は「システム外」を選択してください。

2 システム システム外

? 入力必須項目の未入力によってエラーとなった場合、アップロードファイルの再添付が必要になります。未入力項目がないか確認の上、次へ進むためのボタンをクリックしてください。

II **3**

手順

- 1** 「? 必要な収入証明書類について」から年収推計シートをダウンロードして、計算結果をア～ウに入力してください。
- 2** 「? 必要な収入証明書類について」を確認した上で、書類の提出方法を選択します。
- 3** ・**システム**の場合
➡ **17ページへ**
・**システム外**の場合
「一時保存」をクリックします。
➡ **18ページへ**
※本申請完了後、書面で学校に提出してください。

補足

- I** 提出期間が重複している等、前回の申請時と同様の証明書類を提出する場合で、学校から書類の再提出不要の指示を受けた際は、**2**で「システム外」を選択して提出の上、その旨を学校に申告してください。
- II** 前の画面の入力内容を修正する場合、「家計急変認定申請登録（保護者等情報）に戻る」ボタンをクリックします。

2. 操作説明

2-3. 収入状況の届出をする

システムで提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 収入状況届出（家計急変後の収入状況）画面(2/2)

収入証明書類

「? 必要な収入証明書類について」を参照の上、給与明細書など、家計急変後の収入状況を証明する書類を提出してください。本画面にアップロードする場合は「システム」、書面で提出する場合は「システム外」を選択してください。

システム システム外

収入証明書類追加 +

II -

アップロード 必須 ファイルを選択 収入状況証明書.pdf

I

? 添付できるファイルには、以下の制限があります。
・添付可能なファイル数は保護者等1名につき5件までです。1件あたり3MB以下としてください。
・形式は、JPEG形式（拡張子.jpeg-.jpg）、PDF形式、ZIP形式、XLSX形式又はXLS形式としてください。

? 入力必須項目の未入力によってエラーとなった場合、アップロードファイルの再添付が必要となります。未入力項目がないか確認の上、「入力内容確認（一時保存）」をクリックしてください。

< 収入状況届出（収入状況取得）に戻る

2 入力内容確認（一時保存）

手順

- 1 添付するファイル数の分、「収入証明書類追加+」を選択してください。該当するファイルを「ファイルを選択」から選択してください。
- 2 「一時保存」をクリックします。

➡ 18ページへ

補足

- I 添付できるファイルには、以下の制限があります。
 - ・添付可能なファイル数は保護者等1名につき5件までです。1件あたり3MB以下としてください。
 - ・形式は、JPEG形式（拡張.jpeg、.jpg）、PDF形式、ZIP形式、XLSX形式、XLS形式としてください。
- II 理由証明書類を削除する場合は「-」をクリックします。

2. 操作説明

2-3. 収入状況の届出をする

6. 収入状況届出入力内容確認画面

収入状況届登録確認



1

生徒情報	
氏名	文科 一郎
ふりがな	もんか いちろう
生年月日	2000年01月12日
郵便番号	123-4567
住所(都道府県)	東京都
(市区町村)	千代田区
(町名・番地)	麹ヶ原
(建物名・部屋番号)	
メールアドレス	

保護者等情報	
収入状況の確認が必要な方	親権者(両親)2名分の収入状況を提出します。
保護者等情報 (1人目)	
家計急変対象	家計急変の理由に該当する
姓<漢字>	支援
名<漢字>	太郎
姓<ふりがな>	しえん
名<ふりがな>	たろう

家計急変後の収入状況	
保護者等情報 (1人目)	
収入証明書類提出方法	I システム
アップロードファイル	給料証明書.jpeg
ア 給与所得の金額に相当する額	0円
イ 公的年金等に係る雑所得に相当する額	0円
ウ その他の所得に相当する額	0円

確認事項

2 以下の内容を確認の上、申請してください

II 「メールアドレスの利用目的および注意事項」を理解し、メールアドレス登録に同意します。

III ? メールアドレスの利用目的および注意事項

家計急変理由が生じた保護者等の全ての課税所得を申告しており、未申告の課税所得はありません。

III < 収入状況届出 (家計急変後の収入状況) に戻る

3 本内容で申請する

手順

- 1 生徒情報、保護者等情報、家計急変後の収入状況が表示されるので、正しいことを確認します。
- 2 内容を確認し、チェックします。
- 3 「本内容で申請する」ボタンをクリックします。

19ページへ

補足

- I 登録した収入証明書類が表示されます。ファイル名をクリックして確認できます。
- II メールアドレスについての確認事項は、メールアドレスを入力した場合のみ表示されます。
- III 前の画面の入力内容を修正する場合、「収入状況届出(家計急変後の収入状況)に戻る」ボタンをクリックします。

2. 操作説明

2-3. 収入状況の届出をする

7. 収入状況届出結果画面

1

収入状況届出登録結果

1 2 3 4 5 6

生徒情報入力 保護者等情報入力 保護者等情報収入状況取得 家計急変後の収入状況 入力内容確認 申請完了

本システムによる家計急変の収入状況届出の手続きは以上で終了となります。

受付番号
R-24-035-04-0001-0148

マイページに戻る

手順

- 届出の登録結果が表示されます。以上で収入状況届出は完了です。審査が完了するのをお待ちください。

補足

- 審査が完了すると、学校から通知書が届きます。メールアドレスを登録した場合は、審査完了をお知らせするメールも届きます。
- メールは、「e-shien@mext.go.jp」から送信されます。受信拒否設定等に問題がないかご確認ください。送信元が異なるメールが届いた場合、不審メールの可能性もあります。判断に迷う場合は学校に問い合わせてください。

I

2023/07/14 (月) 11:00

高等学校等就学支援金オンライン申請システム <e-shien@mext.go.jp>
【高等学校等就学支援金オンライン申請システム (e-Shien)】審査完了通知

本メールは「高等学校等就学支援金オンライン申請システム(e-Shien)」より配信されています。

平素はe-Shienのご利用、誠にありがとうございます。
審査が完了いたしました。
e-Shienでログインいただき、認定状況をご確認ください。
<https://www.e-shien.mext.go.jp/>

本メールは配信専用のアドレスより配信しております。
本メールのご返信はいたしませんので、返信内容の漏記及び送附は出来ませんので、ご了承くださいませ。申請上げます。お問い合わせの際は、在学中の高等学校等までご連絡ください。

高等学校等就学支援金オンライン申請システム(e-Shien)
<https://www.e-shien.mext.go.jp/>

8. ポータル画面

認定状況

意向登録状況、及び、毎年度の受給資格の認定状況をご確認いただけます。

項番	申請日	申請名	審査状況	詳細
1	2023年04月05日	申請意向登録	登録済(意向あり)	
2	2023年04月05日	家計急変受給資格認定申請	審査完了	表示
3	2023年07月01日	申請継続意向登録	登録済(意向あり)	
4	2023年07月01日	収入状況届出(家計急変)	審査中	1 表示

手順

- 審査状況、審査結果、申請内容を確認する場合は、「表示」ボタンをクリックします。